

外貨預金規定改定のお知らせ

下記のとおり外貨預金規定を改定し、平成22年6月1日以降、新规定によりお取扱いさせていただきます。この取扱いに関しましてご不明な点がございましたら、窓口までお問合せください。

株式会社 **埼玉りそな銀行**

記

改定内容 1 各規定を以下のとおり改定いたします。

外貨普通預金規定における条項改定例(下線は追加部分)

第 8 条 (届出事項の変更、通帳の再発行等)	
改定前	(1)通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。 (2)通帳または印章を失った場合の預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。 (3)再発行する場合には、当社所定の手数料を支払ってください。
改定後	(1)通帳や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって当店に届出てください。 (2)前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当社に過失がある場合を除き、当社は責任を負いません。 (3)通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当社所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。なお、再発行する場合には、当社所定の手数料を支払ってください。 (4)届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を送付した場合には、 <u>延着または到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u>

【条項を改定する対象規定】

対象規定	対象条項
外貨普通預金規定	第 8 条
外貨定期預金(先物為替予約付)規定(通帳制)および(証書制)	第 8 条
外貨定期預金規定(自動継続)《通帳制》および《証書制》	第 11 条
外貨定期預金規定(非自動継続、自動解約入金)《通帳制》および《証書制》	第 10 条
外貨当座預金規定	第 11 条

改定内容 2 各規定を以下のとおり改定いたします。

外貨定期預金(先物為替予約付)規定(通帳制)および(証書制)における条項改定例(下線は追加部分)

改定前	第 8 条 (届出事項の変更、通帳の再発行等) (記載省略)
改定後	第 8 条 (外国為替市場閉鎖日の取扱い) 外国為替市場閉鎖日の日には、当社がやむを得ないものと認めて払戻しをする場合以外は、この預金の預入れ、払戻し、書替継続はいたしません。上記例外的に払戻しをする場合、為替レートは仮レートで計算し、再び外国為替市場が開かれた営業日に当社所定の為替相場で精算します。また、臨時に外国為替市場が開られない場合も同様の取扱いとします。 第 9 条 (届出事項の変更、通帳の再発行等)*

*以下条項を 1 条ずつ繰下げする。

【条項を改定する対象規定】

対象規定	対象条項
外貨定期預金(先物為替予約付)規定(通帳制)および(証書制)	第 8 条
外貨定期預金規定(自動継続)《通帳制》および《証書制》	第 6 条
外貨定期預金規定(非自動継続、自動解約入金)《通帳制》および《証書制》	第 5 条
外貨当座預金規定	第 10 条

以上

平成22年4月1日現在

【個：2010/04】



埼玉りそな銀行

RESONA